

手賀沼親水広場・水の館 施設使用の手引き

【平成31年4月1日改訂】

手賀沼親水広場・水の館は、水に親しむ機会を通して手賀沼の水環境保全の大切さを皆さんに感じていただくことを目的とした施設です。この施設を皆さんに気持ちよく使っていただくため、施設の使用方法等が定められています。詳しくは、この手引きをご覧ください。

《 目次 》

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 手賀沼親水広場・水の館について | ・・・ 1 ページ |
| 2. 施設一覧 | ・・・ 2 ページ |
| 3. 施設の使用にあたり許可が必要なもの | ・・・ 3 ページ |
| 4. 施設の使用等許可申請について | ・・・ 4 ページ |
| 5. 施設の使用等の取りやめについて | ・・・ 4 ページ |
| 6. 施設の使用料等の減免について | ・・・ 5 ページ |

1. 手賀沼親水広場・水の館について

開館時間：午前9時から午後5時まで

休館日：毎月第4水曜日 ※休日にあたる場合は第3水曜日
年未年始（12月29日から翌年の1月4日まで）

住所：我孫子市高野山新田193番地

電話番号：04-7184-0555

各種窓口：我孫子市役所 手賀沼課（※水の館3階の事務室内にあります）



2. 施設一覧

No.	施設名	使用時間	使用料	備考
1	研修室 (水の館3階)	① 9:00~11:00	400円	テーブルとイスを備え、50人(テーブルを使わなければ70人)程度での研修会や会議等に利用できます。合唱や楽器演奏等、大きな音を出す行為はご遠慮ください。使用には市の許可が必要です。
		② 11:00~13:00	400円	
		③ 13:00~15:00	400円	
		④ 15:00~17:00	400円	
2	市民活動 コーナー (水の館3階)	9:00~17:00	無料	パーティションで3つに区別し、それぞれテーブル1台とイス6脚を備えたスペースです。5名以上での利用については事前予約が可能です(利用日の前日までに「手賀沼親水広場利用届(様式第16号)」を手賀沼課に提出してください)。
3	プラネタリウム (水の館3階)	土・日・祝日のみ 時上映(10時、11時、13時、14時、15時、16時から各20分上映)	1人1回100円 中学生以下無料	車椅子のままでの観覧は2台まで可能です。 平日のみ、10人以上の団体に限り貸し切りで観覧できます。希望日の2日前までに「手賀沼親水広場利用届(様式第16号)」を手賀沼課に提出してください。
4	双眼観光望遠鏡 (水の館4階展望室)	9:00~17:00	3分20秒/100円	
5	シャワー室 (水の館1階)	7:30~17:00	5分/100円	タオルやせっけん等の備え付けはありません。
6	コインロッカー (水の広場のそば)	当日の17時まで	1回100円	17時の時点で中に入っていた荷物は、取り出して手賀沼課で保管します。
7	広場	9:00~17:00	無料	次の行為を行う場合は、利用日の前日までに「手賀沼親水広場利用届(様式第16号)」を手賀沼課に提出してください。 ①火気を使用する場合(花火禁止) ②第2駐車場及び多目的広場駐車場に大型バスを駐車する場合(第1駐車場には大型バスの駐車スペースはありません)
8	第1駐車場 第2駐車場	9:00~17:00	ただし、市の使用許可が必要な行為を行う場合(※競技会、展示会その他これに類する催しの開催を除く)は、10㎡あたり1日700円	
9	多目的広場 多目的広場駐車場	9:00~17:00		

(注) No.7~9の施設の使用時間は、イベント開催時や季節等によって変わる場合があります。



3. 施設の使用等にあたり許可が必要なもの

研修室の使用には許可が必要です。

また、広場、第1駐車場、第2駐車場、多目的広場、多目的広場駐車場で次の①～③の行為をおこなう場合も許可が必要になります。(※研修室での①、②の行為は不可)。

- ① 営利を目的とする事業その他これに類する行為
- ② 物の頒布、募金、興行その他これに類する行為
- ③ 競技会、展示会その他これに類する催しの開催（①、②に掲げる行為を除く）
※③の行為を行うために広場等を使用する場合は、使用料は発生しません。

各施設の使用等に関する許可の要件は次のとおりです。なお、多目的広場と多目的広場駐車場は、平成31年4月1日から許可の要件を緩和し、様々な目的での利用が可能になりました。

(1) 研修室の使用と広場・第1駐車場・第2駐車場で行う行為に関する許可の要件

使用または行為の目的が、「**環境保全に関する活動**」、「**市民が水に親しむ活動**」、「**農業の振興に資する活動**」、「**市民活動**」のいずれかで、かつ、次の①～⑤のいずれかに該当すると認められるとき。

- ① 国または地方公共団体が使用するとき。
- ② 学校その他の団体が、幼児、児童または生徒の教育活動の一環として使用するとき。
- ③ 国または地方公共団体の後援を受けて主催する行事等で使用するとき。
- ④ 環境保全に関する活動または農業の振興に資する活動のために使用する場合で、使用の目的が市の施策に合致するとき。
- ⑤ 市民活動を行う団体で我孫子市内に活動拠点のあるものが、当該団体の活動目的を達成するために行う事業で使用するとき。

(2) 多目的広場、多目的広場駐車場で行う行為に関する許可の要件

多目的広場または多目的広場駐車場で行う行為が、水の館や農産物直売所、鳥の博物館の利用の促進につながるものと認められるとき。



多目的広場と多目的広場駐車場は、
イベントの会場としても使えるうな～

◆許可の要件を満たしていても、公の秩序や善良の風俗を害するおそれがあるときや、施設の管理運営に支障がでるおそれがあるときは、許可できないことがあります。

4. 施設の使用等許可申請について

(1) 申請の受付期間

➤使用希望日の2か月前から6日前まで

- 受付順に申請内容の審査をおこないます。
- 受付日初日の午前9時から午前9時15分までの間に、使用を希望する施設・時間が重複する申請が複数あった場合は、抽選により受付順を決定します。なお、抽選には1団体につき1名のみ参加できます。
- 使用希望日の2か月前の日が休館日にあたる場合は、その翌日を受付開始日とします。

手続きに必要な書類は、
手賀沼課の窓口や市のホームページで入手できるうな～



(2) 使用等許可申請の手続きの流れ

- ①申請の受付期間内に、「手賀沼親水広場施設使用等許可申請書（様式第1号）」を手賀沼課に提出してください。



- ②手賀沼課で申請内容を審査し、施設の使用を認めるときは、「手賀沼親水広場施設使用等許可書（様式第2号）」を申請者に交付します。



- ③使用料を納入してください。

【使用料の納入方法】

手賀沼課の窓口にある券売機で使用料のチケットを購入し、職員にお渡しください。チケットの半券（※領収証）をお返しします。

使用料の免除及び減額に関しては、「5. 使用料等の減免について」をご覧ください。

- ◆使用日当日、使用等許可書を手賀沼課の窓口で職員にご提示ください。

5. 施設の使用等の取りやめについて

市から許可を受けた研修室等の使用等を取りやめるときは、「手賀沼親水広場施設使用等中止届（様式第5号）」を手賀沼課に提出してください。

【ご注意！】使用の取り止めに伴う使用料の納入について

使用日から起算して、研修室は**7日前まで**に、広場、第1駐車場、第2駐車場、多目的広場、多目的広場駐車場は**3日前まで**に中止届をご提出いただいたものについては、使用料の納入は不要です。また、使用料を納入済みの場合は還付いたします。

上記の期日以降の取りやめについては、使用料の全額を納入していただきますので予めご了承ください。

6. 施設の使用料等の減免について

(1) 研修室、広場、第1駐車場、第2駐車場、多目的広場、多目的広場駐車場の使用料の減免

1) 使用料の**免除**の対象となるもの

- ①市が主催または共催する事業で使用する場合
- ②学校教育法第1条に規定する学校【注1】、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設【注2】その他これらに類する施設（以下「学校等」という。）（我孫子市内に所在する学校等に限る。）が、幼児、児童または生徒の教育活動の一環として使用する場合
- ③我孫子市外に所在する学校等が、幼児、児童または生徒の環境教育のために使用する場合
- ④国、他の地方公共団体その他官公署が行政目的で使用する場合
- ⑤我孫子市農業拠点施設の指定管理者が、我孫子市手賀沼親水広場の設置及び管理に関する条例第18条各号に掲げる業務を行うために使用する場合

【注1】幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

【注2】助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

2) 使用料の**減額**の対象となるもの（使用料が半額になります）

- 使用者の半数以上が我孫子市内に住所を有する障がい者（身体障害者手帳、療育手帳もしくはこれに準ずる書類または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方）で構成された団体が使用する場合

3) 使用料の減免申請の手続き

- ①「手賀沼親水広場施設使用料減免申請書（様式第3号）」を、「手賀沼親水広場施設使用等許可申請書（様式第1号）」と一緒に手賀沼課に提出してください。
↓
- ②手賀沼課で申請内容を審査し、使用料の減免を認めるときは、「手賀沼親水広場施設使用料減免決定通知書（様式第4号）」を申請者に交付します。

◆使用日当日、使用料減免決定通知書を、使用等許可書と一緒に手賀沼課の窓口で職員にご提示ください。

(2) プラネタリウムの入館料の免除

中学生までのお子さんや、障がいをお持ちの方とその介助者の方（障がい者1人につき1人）は、無料でプラネタリウムをご覧いただけます。土曜日・日曜日・祝日等の定時上映をご覧になる際は、手賀沼課の窓口にある券売機で無料チケットを入手してから入館してください。なお、無料チケットは、有料チケットと一緒に上映開始時刻の1時間前から発券します。

平日の団体貸し切り上映については、入館料の免除には予め手続きが必要です。詳しくは以下をご覧ください。

1) 入館料の免除の対象となるもの

- ①学校等が幼児、児童または生徒の教育活動の一環として観覧する場合
※一緒に観覧する大人（先生・保護者等）の入館料が免除されます。
- ②観覧する方が障がい者とその介助者（障がい者1人につき1人）の場合
- ③その他市長が必要があると認める場合

2) プラネタリウム入館料の免除申請の手続き

- ①「プラネタリウム入館料免除申請書（様式第6号）」を、貸し切りの予約に必要な「手賀沼親水広場利用届（様式第16号）」と一緒に手賀沼課に提出してください。
↓
- ②手賀沼課で申請内容を審査し、使用料の免除を認めるときは、「プラネタリウム入館料免除決定通知書（様式第7号）」を申請者に交付します。

◆観覧日当日、入館料免除決定通知書を手賀沼課の窓口で職員にご提示ください。



【お問い合わせ先】

- 手賀沼親水広場「水の館」
電話：04-7184-0555
- 我孫子市役所 環境経済部 手賀沼課
電話：04-7185-1484（直通）
FAX：04-7185-5869